



## 目 次

I. 本年度の活動方針と重点課題について . . . . .	1
II. 調査研究活動による提言・要望活動 . . . . .	3
III. 委員会に付託する調査研究活動 . . . . .	3
1. 総務委員会 . . . . .	3
2. 総合企画委員会 . . . . .	4
3. 広報委員会 . . . . .	5
4. 経営委員会 . . . . .	5
5. 建築委員会 . . . . .	6
6. 土木委員会 . . . . .	7
7. 環境委員会 . . . . .	8
8. 労働委員会 . . . . .	9
IV. その他の実施事業 . . . . .	10
V. 会議等の開催 . . . . .	10
VI. 諸行事の開催 . . . . .	11
VII. 講習会等の開催 . . . . .	12
VIII. 情報調査活動 . . . . .	12
IX. その他の活動 . . . . .	12

## 令和4年度事業計画について

昨年度末から、新型コロナウイルスの影響に加えて、ロシアによるウクライナ侵攻により世界全体が巻き込まれた戦争は、第二次世界大戦以後最も危機的な状況にあり、世界経済も難局に直面しております。我が国においても全く先行きが見通せない中、建設業界においては原油等の価格上昇による建設資機材の高騰やサプライチェーンへの影響など予断の許さない状況が続くと想定されます。

一方、大阪・関西万博開催を3年後に控え、世界各国への招請活動が進むなか、会場内の基盤・インフラ整備をはじめとする工事の本格化と、昨年度の補正予算を含む「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により大阪府内の建設業が活況となることが見込まれます。それに伴う様々な問題を抽出した上で、工事の円滑施工に向けて、要望事項を近畿地方整備局やNEXCO西日本をはじめとする関係機関との意見交換の場でも取り上げてまいります。

次に、建設業における担い手確保・育成には、働き方改革への積極的な取り組みが必要となります。令和6年4月からの時間外労働の上限規制の適用に向けて、全国建設業協会では引き続き「目指せ週休2日+360時間運動」が進められますが、当協会ではその取り組みに連動し、昨年度から一歩前進させ「4週6休+1、残業月45時間以内を年3回」として会員一丸で時間外労働・休日労働の削減を推進いたします。併せて、大阪労働局や近畿地方整備局、公正取引委員会等とも連携し、民間発注者に適正な工期設定を求めていくための促進策を進めるとともに、地方自治体に対しては、近畿地方整備局を通じて、DX推進による遠隔臨場や書類の簡素化等デジタル化に向けた働きかけを行ってまいります。

また、担い手確保・育成には、技能労働者の処遇改善が不可欠であり、建設キャリアアップシステムの更なる普及・促進を図るとともに、技能労働者の賃金上昇により、設計労務単価の上昇、適正利潤の確保、さらに技能労働者の賃金上昇につながる好循環を継続するための取り組みを進めてまいります。

当協会の本年度の活動は、「会員会社の適正な利益確保につながる活動の推進」、「大阪・関西万博及び関連インフラの円滑な施工に向けた活動」、「建設資機材の高騰への対応」、「働き方改革推進に向けた取り組み」、「建設キャリアアップシステムの普及促進と技能労働者の処遇改善」、「担い手の確保と育成」、「南海トラフ大地震等大規模災害発生時の道路啓開を含めた防災体制の構築」などを掲げ、事業を展開することにしており、会員からの意見を迅速に反映した活動となるよう尽力してまいります。

本年度における具体的な活動内容ならびに各委員会における活動方針等につ

きましては、本事業計画書に記載しておりますので、ご高覧いただき、今後とも協会活動に対する尚一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## I. 本年度の活動方針と重点課題について

令和4年度の活動としては、「会員会社の適正な利益確保につながる活動の推進」、「大阪・関西万博及び関連インフラの円滑な施工に向けた活動」、「建設資機材の高騰への対応」、「働き方改革推進に向けた取組み」、「建設キャリアアップシステムの普及促進と技能労働者の処遇改善」、「担い手の確保と育成」、「防災体制の構築」の7課題に取り組むこととし、課題に対しては早急に対応できる体制を構築し、要望活動、研究活動を展開する。

### (1) 会員会社の適正な利益確保につながる活動の推進

- ①防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の施策において、工事の迅速かつ円滑な施工確保に向けた課題を抽出し、発注機関へ要望を行う。
- ②将来の国のグランドデザインを明確にし、安定的な工事量の確保拡大に向け、全国建設業協会とも連携し要望活動を展開する。
- ③適正な利潤確保に向け、低入札価格調査基準の更なる引上げの要望を行う。
- ④大阪府下市町村をはじめとする公共工事発注機関並びに民間発注機関に対して、国土交通省近畿地方整備局と連携し、適正な工期設定や施工時期の平準化の確実な実施について要望する。また、民間発注機関に対しては大阪労働局等行政機関と連携し、適正な工期設定に係る周知啓発を行う。
- ⑤国土交通省をはじめ大阪府、大阪市並びに公益民間企業について、会員から寄せられる入札契約制度上の課題や片務的な問題に対し、意見交換の場を通じ、積極的に改善要望を行う。
- ⑥技術者制度における監理技術者の兼任可能範囲や資格者制度での実務経験年数等の見直しについて、全国建設業協会と連携し、適宜対応する。
- ⑦民間工事指針に謳われている施工上のリスク等について関係者が十分理解し、リスク負担の考え方について共通認識を持って工事が進められるよう、民間発注機関への周知徹底に向けた要望活動を行う。
- ⑧長時間労働の是正及び生産性の向上に向けた課題を抽出し、改善要望を行う。

### (2) 大阪・関西万博及び関連インフラの円滑な施工に向けた活動

- ①大阪・関西万博及び関連インフラの円滑な施工に向けた課題を把握し、迅速な情報収集により、適宜対応する。

### (3) 建設資機材の高騰への対応

- ①資材、労務費等の動向を把握し、タイムラグのない実勢価格による積算基準を要望するなど、迅速な情報収集により、適宜対応する。

### (4) 働き方改革推進に向けた取組み

- ①長時間労働の是正に向け、現状を把握するための調査を行い、その調査結果を基に研究及び対応策を検討する。
- ②建設業の働き方改革への理解促進を目的として、会員及び発注者、設計者、専門工事業者を対象に普及啓発活動を展開する。
- ③全国建設業協会が進める「目指せ週休2日+360時間運動」と連動し、当協会とし

ての今年度の目標を「4週6休+1、残業月45時間以内を年3回」とし、時短に効果のある好事例を収集し、会員間で共有する。

(5) 建設キャリアアップシステムの普及促進と技能労働者の処遇改善

①建設キャリアアップシステムの普及・利用促進を図るため、啓発セミナーを開催するとともに会員の事業者登録100%を目指し、技能労働者の処遇改善を図る。

(6) 担い手の確保と育成

①人材確保競争が激化しており、将来を支える担い手の確保は喫緊の課題であることから、前年度に引続き、当協会主催により、建設業界に入職を希望する建築系・土木系学生と協会会員企業との出会いの機会を提供する。

②学生に対する建設業の理解促進と少しでも早い機会に接点を持つことを目的に、様々なツールを活用し、協会が主体となった新たな人材確保策を検討する。

③高校生を対象とした体験セミナーや現場見学会を開催し、建設業への入職促進を図る。

④建設業で働く女性の生の声を収集することにより現状を把握するとともに、女性が働きつづけられる環境整備や女性に選ばれる建設産業を目指す。

⑤技能労働者の賃金引上げが設計労務単価の上昇につながり適正な利潤の確保、さらなる賃金の引上げの好循環を堅持するため、啓発活動を展開する。

⑥若手技術者に対する技術力、知識のレベルアップにつながる書籍を作成し、これまでの対面セミナー並びにインターネットを活用したWebセミナーを会員へ無料で提供する。

⑦建設業界の生産性向上について、インフラ分野でのDXの活用による、建設現場でのICTの普及や遠隔臨場、リモートワーク、建設キャリアアップシステムを利用した書類の簡素化等の普及促進に向けた調査研究活動を行う。

(7) 南海トラフ大地震等大災害発生時の道路啓開作業を含めた防災体制の構築

①道路管理者と連携し、緊急時の大阪府内重要路線における道路啓開作業の円滑な推進に向け、協会内部の体制の再構築ならびに会員間の連携強化に向けた課題を検討する。

②災害発生時の緊急連絡体制と各種マニュアルの整備を行う。

(8) 会員サービスの更なる向上を目指すための活動

会員ニーズを迅速かつ的確に把握するため、会員との定期的な接点を持つ会議や様々な懇談会を増やし、併せて協会ホームページ上に設置した会員からの要望を受け取る窓口を活用しながら情報収集に努める。

## II. 調査研究活動による提言・要望活動

わが国の住宅・社会資本整備の着実な整備並びに業界の発展を図っていくため、全国建設業協会をはじめ、関係建設業団体と緊密な連携をとりながら、次のとおり提言・要望活動を推進する。

1. 公共事業関係予算に関する要望
2. 入札・契約制度改革に関する提言、要望
3. 大阪・関西万博及び関連インフラの円滑な施工に向けた提言、要望
4. 建設資機材の高騰に向けた提言、要望
5. 適正な利益確保に向けた提言、要望
6. 適正な工期設定や発注の平準化に向けた提言、要望
7. 長時間労働の是正や生産性向上に向けた提言、要望
8. 低入札対策並びに不良不適格業者の排除に関する要望
9. 遠隔臨場及び書類の簡素化に向けた提言、要望
10. 税制改正に関する要望
11. 近畿地域並びに大阪府下における建設行政に関する提言、要望
12. 新・担い手3法の地方自治体までの趣旨徹底についての要望
13. その他、諸問題解決のための改善要望、提言

## III. 委員会に付託する調査研究活動

調査研究活動を次の委員会に付託する。

1. 総務委員会
2. 総合企画委員会
3. 広報委員会
4. 経営委員会
5. 建築委員会
6. 土木委員会
7. 環境委員会
8. 労働委員会

### 1. 総務委員会

当委員会は、協会の事業及び業務運営の基本に係る方針の審議と事業化への助言、予算、表彰、入会選考等、協会の根幹に係わる事項及び主要事業等の推進に関する事項の検討を行う。

(1) 実施事業と収支決算、事業計画案と収支予算案の編成等に関し検討・審議し、議案の

成案を図り、理事会、参与会、地区代議員会の審議を経て総会に上程する。

- (2) 会費基準の見直しに関する事項について検討・審議する。
- (3) 当協会の会員表彰規程に基づき、会員から推薦を受けた候補者を審議・選考し、受賞者を決定する。
- (4) 全国建設業協会の表彰規程に基づき、当協会から推薦すべき候補者を審議・選考し、受賞候補者を推薦する。
- (5) 当協会への入会並びに再入会希望企業に関して審議し、理事会に上程する。
- (6) 委員長の諮問事項について検討・審議し、総務専門委員会でその立案を図り答申する。

## 2. 総合企画委員会

当委員会は、社会の変革とともに生じる建設業の諸問題の内、緊急性、重要性が高い建設業の根幹に係わる事項を抽出の上、問題解決に向けて研究・検討を行うとともに、課題によっては各委員会に研究を付託し、取りまとめられた提言・要望等について審議の上、建設関連団体等と連携し、適宜関係諸団体等に提言・要望を行うことにより、会員企業並びに業界の発展向上に寄与するための活動を行う。

また、各委員会がそれぞれ有機的に効果の上がる活動が展開できるよう、協会事業運営に関する調査・研究を行い、関連する議題や取り組むテーマ等について調整する。

- (1) 国土交通省本省に対する昨今の諸問題についての要望事項抽出、整理
- (2) 国土交通省近畿地方整備局との意見交換会を開催
- (3) 国土交通省近畿地方整備局、大阪府等における新たな取組みに対し、会員への水平展開を図るべく、説明会等の開催を要望
- (4) 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置についての対応
- (5) 受発注者間の片務性解消と適正利益確保に向けた研究
- (6) 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の周知に向けた方策の検討、要望
- (7) 建設資材の調達・高騰に関する対応
- (8) 法令、制度の課題についての検討
- (9) 技術者制度、資格者制度の見直しへの対応
- (10) 人材確保に向けた情報の収集と対応策の検討
- (11) 社会環境や建設業界に対するニーズの変化に伴う、対応すべき新たな問題点の掘り起こし
- (12) 新・担い手3法の普及徹底要望
- (13) 働き方改革推進に向けた対応
- (14) 全国建設業協会が進める「目指せ週休2日+360時間運動」と当協会の活動と連動する取組み
- (15) 建設業界における女性活躍推進に向けた取組み
- (16) 「大阪府域道路啓開協議会」に参画し、その決定事項に則った、大災害発生時の実働体制確立に向けた協議
- (17) 災害時における各地方自治体等との防災協定及び連絡体制の強化を含めたマニュアルの見直し



- (18) 大阪・関西万博及び I R 関連工事の円滑な事業推進に向けた活動
- (19) 大阪市への低入札問題解決に向けた取組み
- (20) ウィズコロナにおける建設業界の諸課題への対応

### 3. 広報委員会

当委員会は、建設業の社会的使命・役割並びにその魅力を伝えるための効果的な広報活動を行う。

また、それらに付随する各種調査・研究活動に取り組むとともに、マスコミ関係者との連携促進を図るものとする。

#### (1) インターネットを活用した情報発信

##### ① ホームページによる情報発信

一般社会に対し建設業に対する理解の促進を図るとともに、協会と会員企業相互の情報交換と共有化を図るため、ホームページによる情報発信を行う。

また、現在公開しているコンテンツをより活用していただくための仕組みを検討する。

##### ② 大建協ニュースの配信

通達等行政の施策、業界ニュースなどをタイムリーに情報提供するため、会員に随時メールにより配信する。

#### (2) 若年者の入職促進を踏まえた広報誌の発刊等による活動

建設業の社会的使命や役割を広報することで建設業のイメージアップを図るとともに、特に若年者に向けて建設業の魅力を伝えることにより、建設業に興味・関心を喚起させ、建設業界への就労の足掛かりを作ることを目的として、広報誌「O-WAVE」の発刊や、VR等を活用した広報活動等について検討する。

#### (3) マスコミとの連携強化

協会活動に対する理解促進活動の一環として、パブリシティ活動を推進するために、一般紙並びに建設業界紙に対して、適宜記者発表及び情報の提供を行う。

### 4. 経営委員会

当委員会は、主として中小・中堅建設企業の経営に係る各種問題の調査・研究活動を行う。

また、技術と経営に優れた建設企業が生き残れる方策を中小・中堅建設企業の立場から検討し、中小・中堅建設企業の発展につながる研究活動を実施する。

#### (1) 中小・中堅建設企業での多様な働き方の研究及びデジタル化に関する調査研究

中小・中堅建設企業が、ICTを活用したテレワークやWeb会議を推進する等、店社や現場で実際に行った多様な働き方及びデジタル化への対応に関する調査研究を行う。実践した事例を収集のうえ、ホームページに掲載し、併せて、事例に関するセミナーを開催する。

#### (2) 事業承継への取組み

参加者の自主運営により、カリキュラムを策定し、参加者相互のディスカッションを中心とした「経営者としての意識の持ち方、経営者の在り方」を考える場や参加者

同志の理解を深めるための場を提供する。必要に応じて業界経験者からの体験談や、経営者としての財務、会計等の知識習得、コンプライアンスや事業継続計画などに関するセミナーも開催する。

(3) 国土交通省近畿地方整備局との意見交換会の開催

中小・中堅建設企業が現状抱えている諸課題の解決に向けて、国土交通省近畿地方整備局建政部と意見交換会を開催する。

(4) 全国建設業協会からの調査依頼に対する協力

中小・中堅建設企業の施策を反映させるため、全国建設業協会からの様々な調査要請に対し、資料提出等、調査協力を行う。

(5) 研修会・セミナー・現場見学会等の開催

中小・中堅建設企業の発展につながる研修会やセミナー、現場見学会等を適宜開催する。

## 5. 建築委員会

当委員会は、業界の建築技術水準のレベルアップに寄与するため、建築施工分野における品質に関する諸問題や技術の改善及び生産性の向上を目的とした調査・研究活動や法令、制度を含めた建築全般に係る諸問題について、多角的な視点から課題に取り組む。

(1) 品質確保、働き方改革の推進に向けた取組み

①若手技術者等の知識、能力向上のための活動

建設現場において係員の人数も少数化される中、若手技術者には現場を管理するための技術や知識を身につけ、管理者として進捗状況を把握し、品質と安全の管理、トラブルの対処など、適切に対応する能力が求められている。そのため、これまでも若手技術者のための知識・技術の向上を目的として様々な成果物を発刊してきていることから、問題点の大きいテーマから順次取り組む。

②鉄骨工事マニュアルの作成

鉄骨工事において、工場での製品検査や、現場施工等における留意点、注意事項等、若手技術者が鉄骨工事に関する必要不可欠な基礎知識を習得するためのマニュアルとして、令和5年2月に発刊を目指し作成する。同時に普及啓発活動を展開する。

(2) 働き方改革推進に向けた取組み

令和6年4月より建設業における時間外労働の上限規制が適用されることを受け、令和3年にポスターとカレンダー、リーフレットを作成した。今年度も引き続き建設業の働き方改革への理解促進を目的として、会員及び発注者、設計者、専門工事業者を対象に普及啓発活動のために令和5年度版のカレンダーを作成する。

(3) 若手技術者への知識、普及啓発活動

若手技術者を対象として、現場を管理する上での知識・能力向上を目的にこれまでに作成した書籍を用いて、セミナーを開催する。

(4) 若手建築技術者向け教育ツールの開発

これまで当委員会で作成した「若手技術者シリーズ」を用いて、(一財)建設業振興基金との連携により教育用動画を作成し、若手技術者への教育が容易に行うことがで

きるように、引き続き当協会ホームページ上で公開する。

(5) 国土交通省近畿地方整備局との意見交換会の開催

国土交通省の施策や公共工事の入札契約制度等、建築に係る諸問題の解決に向けて、国土交通省近畿地方整備局営繕部との意見交換会を開催する。

## 6. 土木委員会

当協会は、入札契約制度や生産性の効率化等土木工事を取り巻く諸問題について、関係機関等に提言・要望を行う他、土木施工分野における品質・施工技術の向上や生産性の向上、施工の合理化等を目的に調査・研究活動に取り組む。

(1) 国土交通省近畿地方整備局との意見交換会の開催

公共土木工事の入札契約制度では、総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置や技術者制度の見直し等について、また、直近の問題では、原燃料や資材の価格高騰・資材の不足について、その他の諸問題では大阪・関西万博関連の工事にかかる課題や働き方改革について調査研究を行った上で、国土交通省近畿地方整備局企画部等と意見交換会を開催する。

(2) 大阪府・大阪市等地方自治体との懇談会の開催

総合評価落札方式に関する意見要望の他、入札制度及び契約の適正化の促進、建設業の働き方改革等について、大阪府や大阪市等地方自治体と懇談会を開催する。

(3) NEXCO西日本関西支社や日本下水道事業団との意見交換会の開催

入札契約制度や適正工期・設計変更、施工段階における問題等について、NEXCO西日本関西支社や日本下水道事業団等発注機関と意見交換会を開催する。

(4) 地域建設会社における諸問題への対応

地域建設会社が抱える様々な問題や、DX・ICT等における取組みについて情報収集を行い、必要に応じて発注機関と意見交換会を開催する。

(5) 現場勤務実態調査の実施

令和6年より時間外労働上限規制の適用が差し迫る直前期であることから、現場における労働時間の短縮や4週8休の定着状況を確認し、より一層働き方改革を押し進めることを目的に、4回目の現場勤務実態調査を実施し、報告書を作成する。報告書では過去3回の調査との比較や、技術者の意識調査等を取りまとめ、国土交通省近畿地方整備局をはじめ、各発注機関への意見、要望の基礎資料とする。

(6) 施工の合理化等に関する調査研究と情報提供

土木工事における施工技術や生産性の向上・改善、施工の合理化等に資することを目的に、会員各社の創意・工夫・改善の取組み等に関する調査研究を行う。

また、社会資本の維持管理・更新や長寿命化、近年多発する自然災害に対応するために防災・減災に関する施工技術等の情報を収集し、調査研究の上、情報発信を行う。

(7) インフラDX推進に向けた取組み

設計から維持管理までの各工程で安全性や生産性の向上による様々な課題解決や、業務効率化が図られることから、遠隔臨場等を含むインフラDX推進に向けて取り組む。

(8) 土木技術講習会の開催

土木工事における施工技術並びに生産性の向上・改善、施工の合理化等に関する事例を紹介し、今後の現場運営の参考とするため、土木技術者、施工担当者等を対象とした講習会を開催する。

(9) 土木工事現場見学会の開催

土木技術者、土木工事施工担当者等の研修の場として、大規模現場や特殊工法等を採用する土木工事現場等の見学会を開催する。

(10) 関係行政機関・団体への協力

①国土交通省近畿地方整備局との共催により、国や地方整備局等が推し進める施策や施工技術等に関する説明会等を開催する。

②近畿管内府県建設業協会・全国建設業協会と国土交通省本省・近畿地方整備局との意見交換会実施に対する協力を行う。

③全国建設業協会の調査研究等事業活動への協力を行う。

## 7. 環境委員会

当委員会は、汚染土壌や建設副産物の適正処理と減量化・再資源化の促進や建設業に関連する環境問題等について、関係行政機関との連携を図り、調査研究を行う。

(1) 汚染土壌や建設副産物の適正処理推進並びに環境問題への対策等に関する調査研究

①多量排出事業者の報告業務の負担軽減に向けた取組み

廃棄物処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法）により、産業廃棄物の多量排出事業者は、毎年各行政に対し、産業廃棄物の計画書及び報告書の提出が定められており、報告書の作成作業等に人員と時間を要している。そのため、電子マネIFESTに含まれる情報の活用、多量排出事業者の報告業務に係る法律・要綱での規定等を基に検討を行い、生産性の向上・働き方改革を推進し、計画書及び報告書における報告業務の負担を軽減することを目的とした要望活動を展開する。

②大阪府・大阪市等地方自治体との意見交換会の開催

カーボンニュートラル宣言・ゼロカーボン2050への取組みを受け、建設副産物の減量化・再資源化、建設廃棄物の抑制・適正処理、建設汚泥の自ら利用の促進や地下工作物（基礎杭等）の取扱い等、汚染土壌や産業廃棄物の適正処理を行う上での問題・課題の他、環境関連法令等の規制・基準の緩和、行政報告・届出等の簡略化や行政指導に対する疑義について、大阪府・大阪市等地方自治体との意見交換会を開催する。

③産業廃棄物処分施設の実地調査の分担

産業廃棄物処分施設の実地調査においては、廃掃法により「産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とあり、建設廃棄物処理指針には、「処分業者について、実地調査や写真等により施設の状況を確認する。」と記載されているだけで法的には努力義務となっている。しかし、会員企業の多くは環境リスク防止のために、実地調査を行っており、移動時間を含めて多大な時間を要している。そのため、実地調査

を会員会社が分担して行い、結果を共有することで、業務の負担軽減及び生産性の向上に繋がることから、取組みについて検討する。

(2) 環境業務に係る実務者を対象とした講習会の開催

環境業務に係る実務者を対象とし、廃掃法をはじめとする環境法規やこれらに基づく日常の業務等に関する知識や理解を深め、レベルアップを図る講習会を開催する。

(3) 汚染土壌・廃棄物処理施設等の見学会の開催

汚染土壌・建設副産物の処理方法やリサイクルシステム等に関する最新情報の収集や現状を把握するため、良好な処理施設・浄化施設、不法投棄対策工事や環境対策を実施する現場等の見学会を開催する。

(4) 関係行政機関、関係団体との連携

①全国建設業協会建設生産システム委員会の事業活動に対する協力

②建設副産物対策近畿地方連絡協議会への参画

③大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議への参画

④大阪府「みんなで防止！！石綿飛散」推進会議への参画

## 8. 労働委員会

当委員会は、労働法規、労働福祉の改善、専門工事業者の労務問題、若年者の入職促進と育成、労働者の技能向上及び処遇改善、建設雇用改善の推進等に関する事項の調査研究を行う。

(1) 働き方改革に関する労働時間についての調査研究

①建設業における労働時間実態調査報告書の作成

建設業における時間外労働の上限規制の適用が令和6年4月に迫り、建設業における長時間労働の是正に向けた取組みが行われている。昨年度末に実施した労働時間に関する調査について、集計・分析・検討を行い、報告書を作成する。

②適切な工期の設定にかかる周知・啓発キャンペーンの実施

建設業における働き方改革を推進するためには、適切な工期設定が必要であり、公共工事では、週休2日を前提とする工期設定等、発注者側の対応が進んでいるが、民間工事においては適切な工期設定にかかる理解が進んでいない状況である。民間工事の発注者の理解を促すため、厚生労働省大阪労働局や関係行政機関と連携し、周知・啓発キャンペーンを実施する。

(2) 労働者の技能向上・処遇改善に関する調査研究

①建設キャリアアップシステムの普及・活用

技能労働者の技能や経験を蓄積し、それらに応じた適切な評価や処遇の改善、工事の品質向上や現場の効率化を実現するシステムとして「建設キャリアアップシステム（以下CCUS）」が運用されているが、低調な技能者登録数や建退共の連携などの課題が見受けられる。また、CCUSの普及・活用に向けた官民施策パッケージが発表されていることから、講習会を開催する等、会員企業に対して、より一層の周知を行う。

②技能労働者の賃金上昇に向けた取組み

担い手確保のため、技能労働者の賃金引上げによる設計労務単価の上昇を通じて

適正利潤の確保、さらなる賃金上げにつながる好循環を継続することが必要であり、令和4年においては「おおむね3%の賃金上昇の実現」を目指していることから、会員企業における賃金上昇に係る取組みを促すための方策を検討する。

### (3) ダイバーシティについての調査研究

平成31年4月1日より新たな在留資格「特定技能」を新設する改正出入国管理法が施行され、建設業においては、新型コロナウイルスにより受入れの増加幅は減少したものの、アフターコロナを見据え、多くの外国人労働者等の受入れが見込まれることから、外国人労働者等の労働環境の整備に向けて検討する。

### (4) 建設雇用改善推進事業の実施

建設業界の就労者数が減少しており、若年者の入職・育成及び技能継承への取組みが喫緊の課題となっていることから、若年者の入職促進のための指導援助、啓発・広報、調査研究を行う。また、行政機関と連携し、高校生を対象とした建設労働体験セミナー、現場見学会を開催することとする。

## IV. その他の実施事業

### 1. 大阪府建設業暴力追放推進大会

暴力団等の反社会的組織による建設産業への不当介入に対する徹底排除及び暴力追放機運の向上を図ることを目的として、大阪府警察本部をはじめ、(公財)大阪府暴力追放推進センター、大阪弁護士会及び国・地方公共団体等の発注者の協力を得て、当協会をはじめ在阪建設業団体で構成する大阪府建設業暴力追放対策協議会主催による「第29回大阪府建設業暴力追放推進大会」を開催する。

## V. 会議等の開催

### 1. 総会

第48回定時総会において、次の議案を上程し、令和4年度の当協会における事業運営及び活動に関して審議する。

開催日 令和4年5月25日

場所 シェラトン都ホテル大阪

- 付議事項
- ・第1号議案 令和3年度事業報告の件
  - ・第2号議案 令和3年度貸借対照表、損益計算書及び附属明細書承認の件
  - ・第3号議案 令和4年度事業計画承認の件
  - ・第4号議案 令和4年度収支予算承認の件
  - ・第5号議案 関連団体との役員任期を合わせるための措置について
  - ・第6号議案 新役員選任の件

### 2. 理事会

建設業界及び会員の発展・向上に資するため、令和4年度において、理事会を年間7回開催し、当協会の事業運営及び活動に関する重要事項を審議し、各種事業を積極的かつ円滑に推進するための方策とその方向等を決定する。

### 3. 参与会・地区代議員会合同会議

第110回参与会・第126回地区代議員会の合同会議を次のとおり開催し、第48回定時総会に付議する事項等について審議する。

開催日 令和4年5月9日

場 所 KKRホテル大阪

議 題 ・第48回定時総会に付議する事項について  
・その他

## VI. 諸行事の開催

### 1. 新年交礼会

当協会をはじめとする在阪の建築関係友好15団体の会員が一堂に会する合同の「令和5年新年交礼会」を国土交通省近畿地方整備局長、大阪府知事並びに叙勲・褒章受章者等の出席を得て次のとおり開催する。

開催日 令和5年1月4日

場 所 シェラトン都ホテル大阪（予定）

### 2. 会員表彰規程による表彰

永年にわたって建設業界の発展・向上に寄与された方々の功績を顕彰するため、会員の代表者、役員、従業員の表彰を行う。

### 3. 慰霊祭

当協会の役員及び会員関係者等の物故先覚者の御霊を祀るための「第73回慰霊祭」を、生國魂神社及び同神社境内の家造祖神社において斎行する。

### 4. 文化講演会並びに天神祭会員懇談会

会員相互の親睦を深めるため、天神祭に合わせ、文化講演会並びに会員懇談会を次のとおり開催する。

開催日 令和4年7月25日

場 所 大阪建設会館

### 5. 野球大会

野球を通じて、会員の職員の体位向上を図るとともに会員相互の親睦を深めることを目的として、「第68回野球大会」を開催する。

### 6. 建設業界研究博の開催

建設企業各社において、将来を担う優秀な人材確保を図るため、協会主催の建設業界研究博を開催する。

## 7. 優秀建設施工者大阪府知事表彰

優れた建設現場従事者を優秀施工者として表彰する「優秀建設施工者大阪府知事表彰」を大阪府及び当協会を含む建設業5団体で構成する優秀建設施工者大阪府知事表彰実行委員会の運営により、令和5年2月に行う。

## VII. 講習会等の開催

### 1. 各種セミナー・講習会の開催

会員企業が抱える様々な問題解決に対して一助となるセミナー並びに会員企業社員の能力向上につながる各種講習会を開催する。

### 2. 建設業経理検定試験、建設業経理士登録講習会、特別研修

令和4年9月11日、全国一斉に実施される「第31回建設業経理士検定試験」、令和5年3月12日に全国一斉に実施される「第32回建設業経理士・第41回建設業経理事務士検定試験」の大阪地区における検定試験を、(一財)建設業振興基金の委託事業として実施する。また、1級、2級建設業経理士有資格者対象の建設業経理士登録講習会並びに建設業経理事務士検定試験制度の一環として講習と試験との組合せによって行われる3級、4級特別研修についても、(一財)建設業振興基金の委託事業として実施する。

### 3. 監理技術者講習

大阪地区における監理技術者講習を(一財)建設業振興基金及び(株)建設産業振興センターの委託事業として、映像講習を実施する。

## VIII. 情報調査活動

委員会活動及び協会事業の一環として、会員の協力を得ながら次の調査を実施し、報告書などを編纂・配布する。

- (1) 会員の令和4年度標準者給与実態調査
- (2) 会員名簿の発行に係る調査
- (3) 重要かつ緊急な課題への対応を図るための調査の実施
- (4) その他、情報・統計調査

## IX. その他の活動



- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応
- (2) 働き方改革推進への対応
- (3) 会員を対象とした無料法律相談の実施
- (4) 出版物等の頒布事業
- (5) 建設キャリアアップシステムの登録支援業務
- (6) 前払金保証制度の普及・推進活動への協力
- (7) 大阪人材確保推進会議への参画